

知らなきや損する

今回の数字

10%

株式などの軽減税率10%は ことしで終了、20%へ

金融商品には定期預金や国債、株式、投資信託などから難しい金融商品まで、さまざまあります。金融商品の税金も、性格によって「利子所得」「配当所得」「譲渡所得」「雑所得」などに区分されます。

計して所得税を計算する「総合課税」、②他の所得と合計せず分離して計算し、確定申告で税金を納める「申告分離課税」、③支払う者が支払う際に一定の税率で税金を徴収し納める「源泉分離課税」の3種類に分かれています。

さまざまな課税方法

また、金融商品の課税方法は、①他の所得と合

主な金融商品について簡単にまとめると、次のようになります。

金融商品の種類	課税関係	備考
預貯金の利子等 (普通預金・定期預金・国債・社債などの利子、公社債投資信託などの分配金など)	20%源泉分離課税	うち5%は地方税
商品先物取引の利益金		
一時払養老保険などの差益	20%源泉分離課税 【5年を超える場合は、一時所得として総合課税】	うち内5%は地方税(【 】内は除く)
割引国債、割引金融債などの償還差益	18%源泉分離課税	地方税なし
上場株式等の譲渡益・配当金	10%源泉分離課税	うち3%は地方税
公募株式投資信託の譲渡益と分配金		

(注)平成25年1月1日以降、所得税に21%の復興特別所得税が課税されています。

今回の数字**10%**は、上場株式や公募株式投資信託の税率**10%**です。

銀行の定期預金の利息の場合、税金は20% (復興税2.1%があるので正確には20.315%)で、利息に対する税金を銀行が徴収し納めます。例えば、100万円を3年定期に預けた場合、金利0.03%なら、3年後の満期時の利息は900円です。所得税134円、地方税45円、復興税3円の合計182円を銀行が差し引き、実際の利息は718円になります。

来年からNISA(ニーサ)がスタート!

一方、株式や株式投資信託の売却益や配当金・分配金の税金は10% (復興税があるので10.147%)です。例えば投資信託の普通分配金

が900円の場合、所得税63円、地方税27円、復興税1円の合計91円が差し引かれ、実質809円となります。つまり、預金の利息に比べると税金は半分に軽減されているわけです。

ところが、この**10%**の軽減は平成25年末までで終了し、来年から本則の20%になります。そこで、新たに平成26年1月から「少額投資非課税制度【愛称/NISA(ニーサ)】」がスタートします。今回はNISAについて紹介しましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子



SBI証券のEXPRESS口座 開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!
(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資

あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。 ●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。 ●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

